

農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領

平成25年2月26日付け24農振第2171号

平成25年2月26日付け24生畜第2233号

最終改正 平成29年3月31日付け28農振第2168号

平成29年3月31日付け28生畜第1517号

東北農政局長

関東農政局長

(株)日本政策金融公庫代表取締役総裁

殿

農村振興局長

生産局長

第1 趣旨

農村地域復興再生基盤総合整備事業（以下「総合整備事業」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

第2 対象事業等

実施要綱第2に掲げる対象事業等は、それぞれ次に掲げる事業等とする。なお、実施要綱第3の事業実施主体、事業実施要件、事業計画の変更その他この事業の実施に必要なことについては、実施要綱及び実施要領に定めるもののほか、別紙1から別紙10までに定めるところによる。

1 復興再生基盤総合整備事業

別紙1に定めるところにより、被災した農地等の農業生産基盤の整備を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な生活環境の整備を総合的に実施する事業をいう。

2 農地整備事業

別紙2-1及び別紙2-2に定めるところにより、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯及び畑地帯の地域農業の展開方向及び生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する事業をいう。

3 水利施設整備事業

別紙3-1及び別紙3-2に定めるところにより、農業生産の基礎となる農業用排水施設の整備を実施する事業をいう。

4 農地防災事業

別紙4-1及び別紙4-2に定めるところにより、東日本大震災により被災した地域における農業生産の復興・再生を図るとともに、国土及び環境の保全に資するため、農用地及び農業用施設の整備を実施する事業をいう。

5 震災対策農業水利施設整備事業

別紙5-1及び別紙5-2に定めるところにより、東日本大震災により被災した地域における農業生産の復興・再生を図るための農業水利施設の耐震整備を実施する事業をいう。

6 地すべり対策事業

別紙6に定めるところにより、東日本大震災により地盤の変位が確認されるなど、地すべりの兆候が明らかとなった地域等において地すべり対策を実施する事業をいう。

7 農業集落排水事業

別紙7-1及び別紙7-2に定めるところにより、農村地域における資源循環の促進、農村生活環境の改善等を図るため、し尿、生活雑排水等の処理施設、汚泥、雨水等の循環利用施設等の整備を実施する事業をいう。

8 中山間地域総合整備事業

別紙8-1及び別紙8-2に定めるところにより、農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図るため、農業生産基盤の整備と農村生活環境等の整備を総合的に実施する事業をいう。

9 草地畜産基盤整備事業

別紙9に定めるところにより、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成の推進に資する飼料生産の基盤整備や利用施設の整備を一体的に実施する事業をいう。

10 農村地域復興再生基盤総合整備実施計画

別紙10に定めるところにより、総合整備事業に係る地域において、総合整備事業の実施に必要な諸条件について調査・計画及び設計を行い、総合整備事業の計画に必要な実施計画の策定を支援する。

第3 実施区域

実施要綱第4の対象地域のうち、総合整備事業の実施区域については、次のいずれかに該当する区域とする。

- 1 農地の流出や冠水等の被害が認められた別表に掲げる市町村であって、津波による被害を受けた区域、これに密接して一体的に復興・再生を図る必要がある区域又は津波被災地周辺で地盤沈下、液状化による被害を受けた区域
- 2 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第4条第1項第1号の規定による福島県の区域

第4 採択要件

実施要綱第5の採択要件は、次のいずれかに該当するものであって、かつ、別紙1～9に定めるところとする（災害復旧事業、東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名）第1の規定による復興交付金事業計画に

記載された復興交付金事業及び福島再生加速化交付金（再生加速化）実施要綱（平成26年2月28日付け内閣府・各府省連名）第4の規定による再生加速化事業計画に記載された再生加速化事業を除く。）。

ただし、別紙10の農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、総合整備事業の実施を予定していることをもって採択要件とする。

- 1 第3の1の事業の実施区域において、県又は市町村によって策定された東日本大震災からの復興に関する計画等に農地等を復興・再生するための事業が定められていること。
- 2 第3の2の事業の実施区域において、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第5条第1項の規定に基づく福島復興再生基本方針に即して、同法第7条第1項に基づく避難解除等区域復興再生計画又は同法第38条第1項に基づく産業復興再生計画が策定され、当該計画に農地等を復興・再生するための事業が定められていること。

第5 採択申請等

実施要綱第6の事業の採択申請は、様式第1号により事業採択申請書を作成することにより行うものとし、その手続は、次のとおりとする。

- 1 県知事は、総合整備事業を実施しようとするとき、又は市町村等の長から総合整備事業を実施したい旨の申請があったときは、総合整備事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに事業採択申請書を地方農政局長に提出するものとする。なお、被災地域の農業・農村の復興・再生を速やかに図る必要が緊急に生じた場合においては、地域の実情に応じて、年度途中の事業採択申請書の提出を認めるものとする。

ただし、農村地域復興再生基盤総合整備実施計画については、採択を希望する年度の前年度の2月末までに提出するものとする。

- 2 地方農政局長は、1の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、総合整備事業の採択を決定して、様式第2号による事業の採択通知書を県知事に送付するものとする。
- 3 県知事は、2の規定による採択通知を受けとった場合は、1の市町村等の長にその旨を通知するものとする。

第6 申請書の審査

第5の3の事業採択申請書の審査は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 水利権、土地その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 3 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 4 第4に定める採択要件を満たしていること。

附 則

- 1 この実施要領は、平成25年2月26日から施行する。

- 2 平成24年度において総合整備事業を実施しようとする場合における事業採択申請書の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年3月15日までとする。
- 3 平成25年度において総合整備事業を実施しようとする場合における事業採択申請書の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成25年10月末日までとする。

附 則

この実施要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

県 名	市 町 村 名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市
茨城県	東海村 水戸市 鹿嶋市 神栖市
千葉県	旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市 九十九里町

資料：農林水産省大臣官房統計部、農村振興局「東日本大震災に伴う被災農地の復旧完了面積（平成24年3月11日現在）について」

(様式第1号)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

県知事名 印

農村地域復興再生基盤総合整備事業採択申請書

平成〇〇年度新規事業を実施したいので、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年〇月〇日付け24農振第〇〇号）第5の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表（別添1のとおり）
2. 農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要表（別添2のとおり）
3. その他

注1：農村地域復興再生基盤総合整備事業計画概要表については、別紙1～10において、当該計画概要表に代わる様式がある場合は、それに変えることができる。

2：その他については、実施要領第4の1及び2の採択要件に関する資料等を添付する。

(別添1)

1. 農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表

事業等名	県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

(注)「実施計画」の場合は、「総事業費」を「調査費」に読み替えるものとする。

平成〇〇年度 農村地域復興再生基盤総合事業 事業計画概要表 (〇〇事業 〇〇地区)

都道府県名		地区名		所在地		地域指定		農振計画		地域指定		整備計画		① 現況農用地等面積		② 農用地区域農用地等面積		②/①				
面積	区分	地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	宅地等	山林野	その他	合計	年月日	年月日	ha	ha	%						
	計画区域											都市計画	区域指定	年月日	線引き	年月日						
	事業計画区域		現況									その他計画	振興山村	過疎	その他		年月	年月				
事業別面積	区分	地目	水田	畑	樹園地	採草放牧地	計															
	(1)ほ場整備		ha	ha	ha	ha	ha															
	(2)農業用排水施設整備																					
	(3)農道整備																					
	(4)農用地開発																					
	(5)農用地の改良又は保全																					
合計																						
農業の概況	人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳				事業名		負担区分		受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体				
							専業	1種兼業	2種兼業	国	県	市町村	その他	受益者	戸	人						
	実数		人	人	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	%	%	%								
	構成比		100		100																	
	集落		総集落数	集落の内訳				集落当たり平均		工事の着手時期及び完了予定時期		年度～		年度								
				密居	集居	散居	散在	農家戸数	農家人口													
	実数		集落	集落	集落	集落	集落	戸	人													
	構成比		100																			
	土地基盤整備状況		ほ場整備				道路整備			効果名		事業名		千円		千円		千円				
			30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備													
実数		ha	ha	ha	ha	m	m	m														
構成比					100	100																
農業地域類型		戸当たり平均農用地面積	主要作物			農家所得基準			関連事業		事業名		工期		受益面積		総事業費		進捗率		本事業との関連	
		ha/戸				農家	農業	農外														
						千円	千円	千円														

(注) 整備される施設の管理を委託する場合には、予定管理方法を添付すること。

平成〇〇年度 農村地域復興再生基盤総合事業 一般計画図 (〇〇事業 〇〇地区)

一般計画図

位置図

S = 1 :

凡 例	
ほ場整備	
農業用排水施設整備	
⋮	
農業集落排水施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積	表示単位はヘクタールまでとする。(小数点以下四捨五入。以下同じ。)
計画区域	事業計画に定める区域をいう。
事業計画区域	本事業で対応する各事業の対象区域をいう。
地 目	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地（道水路、鉄道等の用地は除く）、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象) となった地積は()書きする。
事業別面積	<ol style="list-style-type: none"> (1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に()書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	<ol style="list-style-type: none"> (1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを()書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
そ の 他	「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	ほ場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。
費用負担等負担区分	<ol style="list-style-type: none"> (1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段()に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対象人口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関連事業	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。
事 業 名	本事業と直接関連する事業を、国、県、団体宮別と事業の種類を記入する。
受益面積	本事業と重複する場合、重複する分を()書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりを考慮して作成する。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

県知事 殿

地方農政局長

農村地域復興再生基盤総合整備事業採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった地区について、下記のとおり、事業実施地区として採択したので通知する。

記

農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表（別添のとおり）

(別添)

農村地域復興再生基盤総合整備事業地区一覧表

事業等名	県名	地区名	所在地	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考

(注)「実施計画」の場合は、「総事業費」を「調査費」に読み替えるものとする。